

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 1 月14日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	みずほアジアファンド（マーケットタイミ ング型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年4月30日付をもって提出した有価証券届出書（平成22年11月2日および平成22年11月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、運用の基本方針等に関する重大な約款変更に伴ない、訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正の内容】

第一部 【証券情報】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1)～(4)（略）

(5) 申込手数料

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成22年4月30日現在における手数料率の上限は2.1%（税抜2%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

（略）

(6)～(11)（略）

(12) その他

___ 投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

___ 当ファンドの信託約款変更の予定等について

当ファンドにおいては、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「フルトン」といいます。）に円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託して運用を行っていますが、このたびフルトンとの当該権限の委託に関する契約（以下「外部委託契約」といいます。）を解約することに伴い、当ファンドの信託約款に所要の変更を行う手続きを実施しますのでお知らせします。

1. 信託約款の変更の主な内容

フルトンとの外部委託契約を解約し、委託会社が自ら運用を行う商品性（スキーム）に変更し、それに伴い信託約款中の「運用の基本方針 運用方法（2）投資態度」、「第20条 運用の権限委託」およびその他関連条文について所要の変更を行います。

2. 信託約款の変更の理由

フルトンより、フルトン内における運用体制の見直しに伴い、当ファンドで採用している“アジア株式マーケットタイミング戦略[アジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、絶対収益の獲得を目指す運用手法]”の継続に関する相談を受けました。これを受けまして当社では、フルトンとの外部委託契約を解約し、自社運用への切り替えを行ったうえで、運用を継続することが受益者の利益に資すると判断しました。なお、自社運用への切り替えにあたっては、UOBアセットマネジメント・リミテッド（以下「UOBアセットマネジメント社」といいます。）と新たに投資顧問契約を締結し、UOBアセットマネジメント社から提供される個別銘柄情報等の調査関連情報（株価指数先物取引利用に関する情報を除きます。）を活用し、運用を行います。

<参考> UOBアセットマネジメント社について

・正式名称：UOB Asset Management Ltd

・設立：1986年

シンガポールの大手金融機関（1935年設立）/ ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク（UOB）傘下の運用会社です。

3. 信託約款変更の適用予定日

平成23年1月14日

4. 信託約款の変更の手続きについて

当該信託約款の変更の手続きについては、平成22年11月8日現在の受益者に書面を交付し、平成22年11月8日から平成22年12月9日までの間に当該信託約款変更に関する異議のある場合はその旨を申し出る方法により行っており、当該期間内に異議申し出を行った受益者の受益権口数が平成22年11月8日現在の当該信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、平成22年12月17日をもって信託約款の変更を行い、平成23年1月14日より適用します。

5. 留意事項について

この信託約款変更が実施された場合、フルトンによる運用から自社運用に切り替える際に、一時的に株価指数先物取引等のデリバティブ取引が利用できなくなる期間（平成23年1月7日から平成23年1月13日）があります。

<参考>

当ファンドにおいて、フルトンによる運用から委託会社が自ら運用する商品性（スキーム）に変更された場合には、平成23年1月14日以降、当ファンドの信託約款は、以下の内容に変更されます。

信託約款 新旧対照表（下線部が変更箇所）

新	旧
---	---

<p>運用の基本方針 運用方法</p> <p>(1)投資対象 日本を除くアジア諸国の株式（DR[預託証券]を含みます。以下同じ。）および株価指数先物取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度 日本を除くアジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、信託財産の成長を目指します。</p> <p>株式への直接投資に代えて、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。</p> <p>投資対象国は、原則としてMSCI AC アジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定するとともに、個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。</p> <p>株価指数先物取引を積極的に利用することにより、実質株式組入比率（株式と株価指数先物取引の合計の組入比率）を信託財産の純資産総額の75%程度とすることを基本とし、各国（または地域）の市況見通し等に基づき、実質株式組入比率を50%～100%の範囲内で調整を行います。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。</p>	<p>運用の基本方針 運用方法</p> <p>(1)投資対象 日本を除くアジア諸国の株式（DR[預託証券]を含みます。以下同じ。）および株価指数先物取引を主要投資対象とします。</p> <p>(2)投資態度 日本を除くアジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、絶対収益の獲得を目指します。</p> <p>株式への直接投資に代えて、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。</p> <p>投資対象国は、原則としてMSCI AC アジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。</p> <p>ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定した上で、各国（または地域）ごとに個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。</p> <p>株価指数先物取引を積極的に利用することにより、実質株式組入比率（株式と株価指数先物取引の合計の組入比率）を信託財産の純資産総額の75%程度とすることを基本とし、各国（または地域）の市況見通し等に基づき、実質株式組入比率を0%～100%の範囲内で機動的に調整を行います。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。</p>
--	---

<p>外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを適宜行う場合があります。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。</p>	<p>外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを機動的に行うことにより、為替変動リスクの低減を目指します。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。</p>
<p>市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 (削除)</p>	<p>市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。</p>
<p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p>	<p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。</p>
<p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p>	<p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。</p>
<p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことがあります。</p>	<p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことがあります。</p>
<p>運用の指図範囲 第17条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (以下略)</p>	<p>運用の指図範囲 第17条 委託者（第20条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、本条、第18条、第19条、第21条から第28条、第30条、第31条第3項第3号、第35条、第36条および第38条について同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 (以下略)</p>

<p>運用の権限委託 第20条（削除）</p>	<p>運用の権限委託 第20条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。 委託する範囲：円の余資運用指図に関する権限以外のこの信託の運用の指図に関する権限 委託先名称：フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド 委託先所在地：60B Orchard Road #06-18 Tower 2 The Atrium@Orchard, Singapore 238891 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第43条に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに支弁するものとし、その報酬額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の63の率を乗じて得た額とします。 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</p>
------------------------------------	--

< 訂正後 >

(1)～(4)（略）

(5) 申込手数料

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成23年1月14日現在における手数料率の上限は2.1%（税抜2%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

（略）

(6)～(11)（略）

(12) その他

— 投資信託振替制度における振替受益権について

（略）

第二部 【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) ファンドの目的及び基本的性格

～（略）

（中略）

< 属性区分 >

・属性区分一覧表

（注）当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年1回		
大型株	年2回	グローバル	
中小型株	年4回	日本	
債券	年6回(隔月)	北米	あり
一般	年12回(毎月)	欧州	(適時ヘッジ)
公債	日々	アジア	
社債	その他	オセアニア	
その他債券		中南米	
クレジット属性		アフリカ	なし
不動産投信		中近東(中東)	
その他資産		エマージング	
資産複合			

当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを機動的に行います。

(中略)

<訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

～ (略)

(中略)

<属性区分>

・属性区分一覧表 (注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般	年1回		
大型株	年2回	グローバル	
中小型株	年4回	日本	
債券	年6回(隔月)	北米	あり
一般	年12回(毎月)	欧州	(適時ヘッジ)
公債	日々	アジア	
社債	その他	オセアニア	
その他債券		中南米	
クレジット属性		アフリカ	なし
不動産投信		中近東(中東)	
その他資産		エマージング	
資産複合			

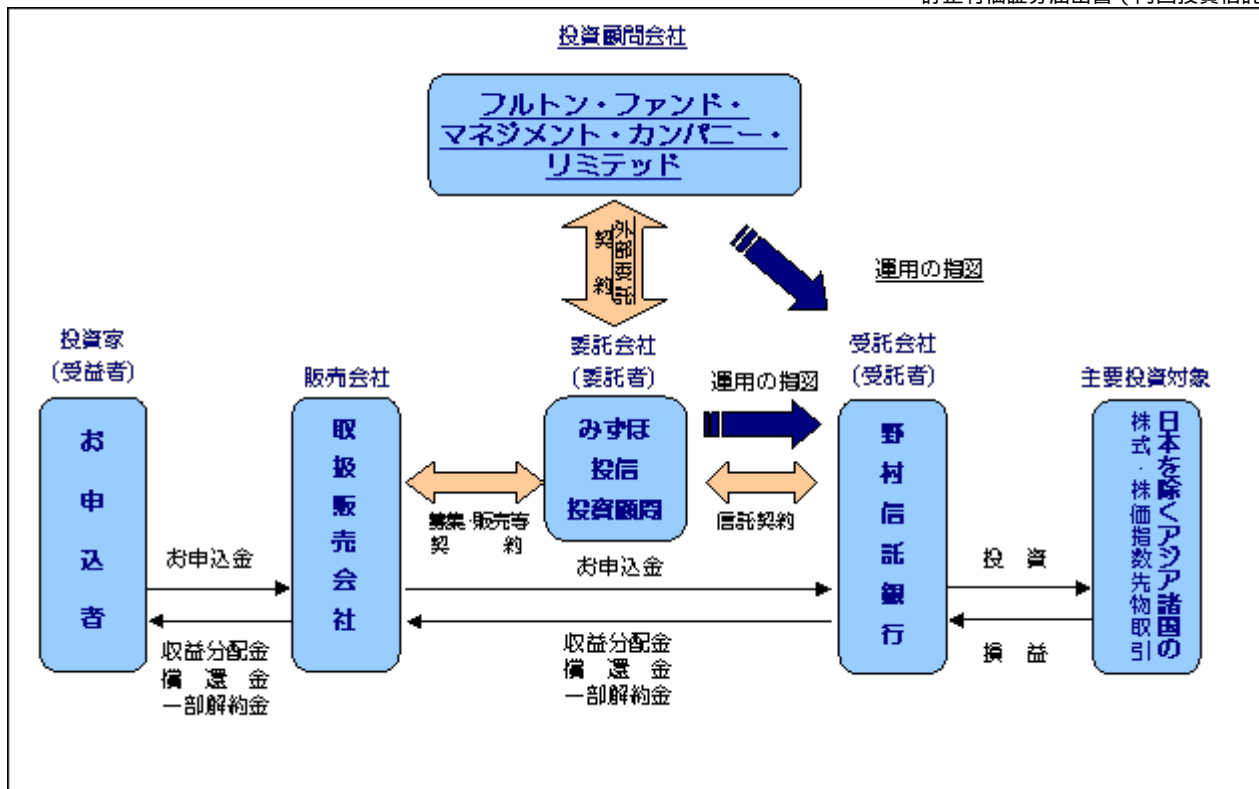
当ファンドは、外貨建資産への投資にあたって、為替ヘッジを適宜行う場合があります。

(中略)

<訂正前>

(2) ファンドの仕組み

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付 等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。ただし、当ファンドにおいては、円の余資運用以外の信託財産の運用の指図に関する権限をフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

投資顧問会社であるフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約（みずほアジアファンド（マーケットタイピング型）」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断、発注等を行います。

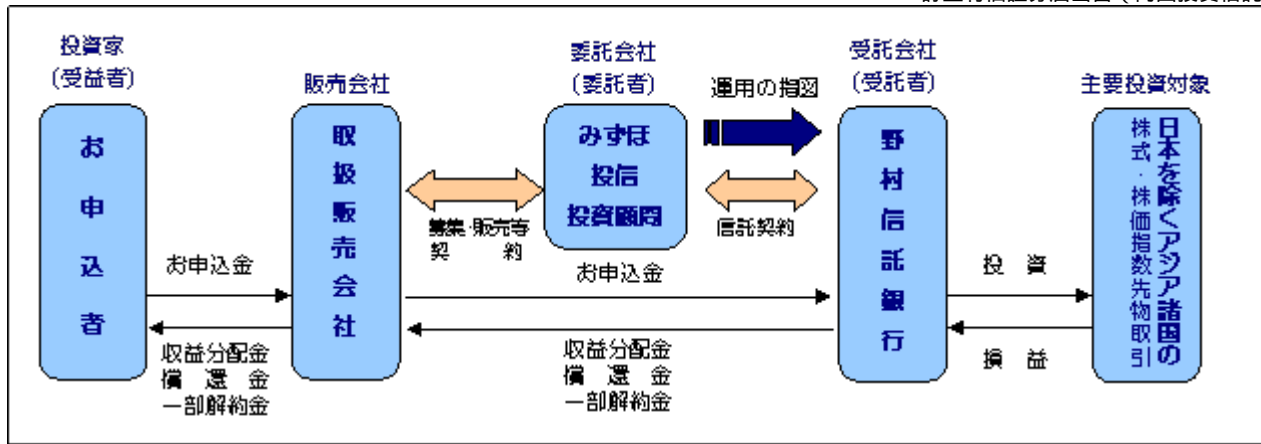
受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

委託会社の概況

（中略）

< 訂正後 >

- (2) ファンドの仕組み
 - 当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付 等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

委託会社は、UOBアセットマネジメント・リミテッド（以下「UOBアセットマネジメント社」と称する場合があります。）から運用に関する投資助言を受けます。

委託会社の概況

（中略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

(1) 投資方針

< 訂正前 >

基本方針

（略）

運用方法

1. 主要投資対象

（略）

2. 投資態度

a. 日本を除くアジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、絶対収益の獲得を目指します。

絶対収益とは、特定の市場等（例：アジア各国の株式市場）の動きに対する超過収益をあげることではなく、投資元本に対する収益をあげることをいいます。ただし、実際の運用にあたっては、組入資産の価格変動の影響を受けるため、常に収益をあげられることを保証するものではありません。

株式への直接投資に代えて、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

- b. 投資対象国は、原則としてMSCI AC アジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。

< M S C I A C アジア 除く日本 採用国 > 平成22年2月末現在

韓国、台湾、中国、香港、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン
--

MSCI AC アジア 除く日本の採用国が変更された場合には、それにあわせて当ファンドの投資対象国も原則として変更されます。

MSCI AC アジア 除く日本とは、MSCI インク（以下、MSCI）が発表している株価指数で、MSCI が独自に算出した各国ごとの株価指数を各国の株式市場の時価総額でウェイト付けして合成したものであり、アジアの主要10カ国（平成22年2月末現在）の株式市場の動きを総合的に捉える指標として広く認知されています。

- c. ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定した上で、各国（または地域）ごとに個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。
- d. 株価指数先物取引を積極的に利用することにより、実質株式組入比率（株式と株価指数先物取引の合計の組入比率）を信託財産の純資産総額の75%程度とすることを基本とし、各国（または地域）の市況見通し等に基づき、実質株式組入比率を0%～100%の範囲内で機動的に調整を行います。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。
- e. 外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを機動的に行うことにより、為替変動リスクの低減を目指します。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。
- f. （略）
- g. 運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）を、フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「フルトン」と称する場合があります。）に委託します。

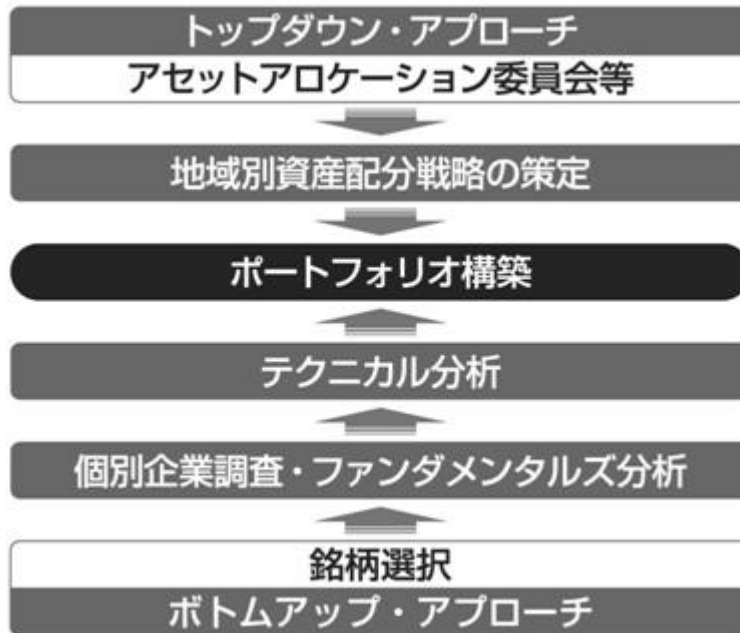
フルトンの概要

2003年12月にタマセック・ホールディングス（以下「タマセック」と称する場合があります。）の100%出資により設立された、シンガポールを拠点とする資産運用会社です。フルトンのファンド運用チームは、1990年からフルトン設立までの間、タマセックの内部資金運用部門として資金運用を担当していました。フルトンでは、戦略的資産配分とアジア関連資産に焦点を当てながら、短期資金、グローバル株式、グローバル債券、グローバル為替運用に加え、絶対収益の獲得を目指すヘッジファンドのファンド・オブ・ファンズ等の運用を行っており、その資産運用手法は多岐にわたります。

タマセックは、1974年に設立されたシンガポールを拠点とするアジアの資産運用会社です。シンガポール、アジア、OECD諸国にまたがる分散されたグローバルポートフォリオを運用しており、運用資産総額は、2009年7月末現在、約1,720億シンガポールドル（約11.4兆円）に及びます。

ファンドの投資プロセス

1. 委託会社より当ファンドの信託財産の運用について、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けたフルトンは、以下のプロセスのもと株式および株価指数先物取引等への投資を行います。



- a. トップダウン・アプローチでは、アセットアロケーション委員会において、世界の経済・株式・債券・為替市場見通しなどを分析するほか、週次、日次でも市場、個別銘柄などの議論を行います。また各種のテクニカル分析を行い、売買タイミングを確認した上で、最終的にはチーフファンドマネジャーが、株価指数先物取引を利用し、実質株式組入比率を調整しつつ、資産配分を決定します。また為替については、外国為替予約などを活用し、適切な通貨配分を決定します。
- b. ボトムアップ・アプローチでは、各地域の担当ファンドマネジャーが企業調査を行い、業界環境、経営陣の資質、業績動向、バリュエーションなどのファンダメンタルズ分析を行い、個別銘柄を選定します。さらに各種のテクニカル分析を行い、売買タイミングを確認した上で個別銘柄の組入れを行い、ポートフォリオのリスク水準などに留意しつつ、ファンドの商品性にに基づきポートフォリオを構築・管理します。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

<訂正後>

基本方針

(略)

運用方法

1. 主要投資対象

(略)

2. 投資態度

- a. 日本を除くアジア諸国の株式に投資を行うと同時に、株価指数先物取引を利用することにより、株式の市況動向による影響を抑えつつ、信託財産の成長を目指します。

株式への直接投資に代えて、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場または証券取引所に準ずる市場において取引される株式を対象とする株価連動証券に投資を行う場合があります。

- b. 投資対象国は、原則としてMSCI AC アジア 除く日本に採用されている国とします。ただし、当該指数採用国以外の国についても、投資魅力があると判断した場合には、その国への投資を行う場合があります。

<MSCI AC アジア 除く日本 採用国> 平成22年9月末現在

韓国、台湾、中国、香港、インド、シンガポール、
マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン

MSCI AC アジア 除く日本の採用国が変更された場合には、それにあわせて当ファンドの投資対象国も原則として変更されます。

MSCI AC アジア 除く日本とは、MSCI インク（以下、MSCI）が発表している株価指数で、MSCI が独自に算出した各国ごとの株価指数を各国の株式市場の時価総額でウェイト付けして合成したものであり、アジアの主要10ヵ国（平成22年9月末現在）の株式市場の動きを総合的に捉える指標として広く認知されています。

- c. ポートフォリオの構築にあたっては、各国の成長性や金利環境等を勘案し、国別の投資比率を決定するとともに、個別企業の競争力、財務体質・成長性および株価バリュエーションなどの調査・分析により組入銘柄を選別し、投資を行います。
- d. 株価指数先物取引を積極的に利用することにより、実質株式組入比率（株式と株価指数先物取引の合計の組入比率）を信託財産の純資産総額の75%程度とすることを基本とし、各国（または地域）の市況見通し等に基づき、実質株式組入比率を50%～100%の範囲内で調整を行います。また、株価指数先物取引の代わりに、信用取引による株式の売建てを利用して実質株式組入比率を調整する場合があります。
- e. 外貨建資産については、為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを適宜行う場合があります。なお、為替ヘッジについては、各外貨建資産の通貨または当該通貨と連動性が高いと判断される通貨を利用した為替ヘッジを行う場合があります。
- f. （略）
- g. 運用にあたっては、UOB アセットマネジメント社からの投資助言（個別銘柄情報等の調査関連情報）を活用します。なお、当該情報には株価指数先物取引利用に関する情報は含まれません。

UOB アセットマネジメント社の概要

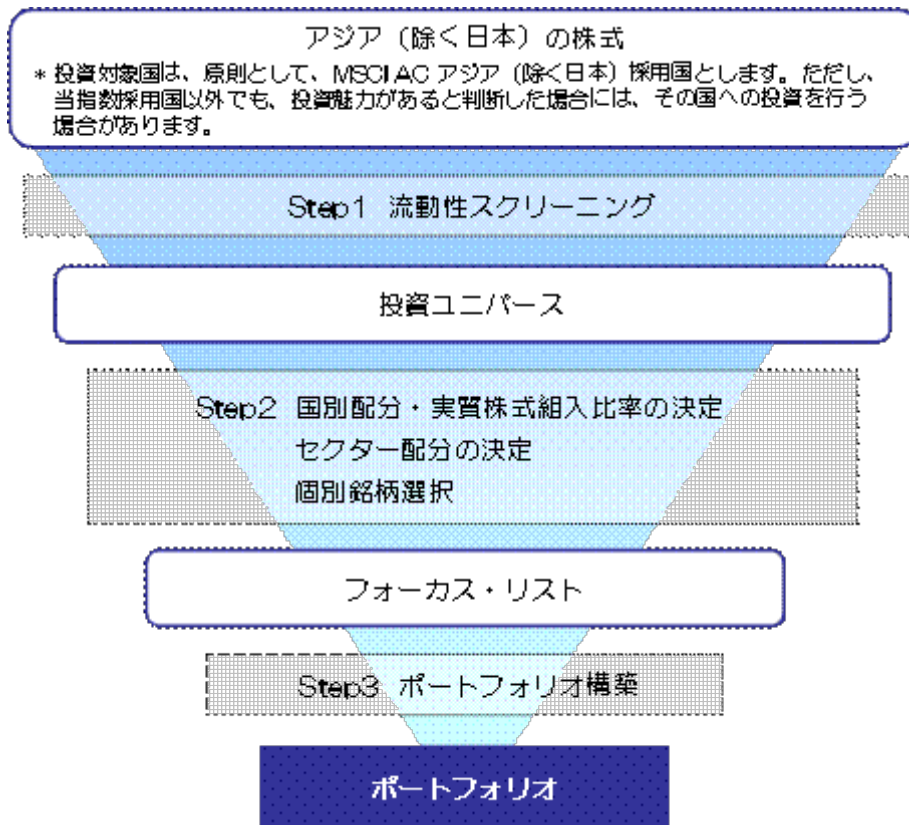
・正式名称：UOB Asset Management Ltd

・設立：1986年

シンガポールの大手金融機関 / ユナイテッド・オーバーシーズ・バンク（UOB）（1935年設立）傘下の運用会社です。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、以下のプロセスにより、株式および株価指数先物取引等に投資を行います。



Step 1 流動性スクリーニング

- ・時価総額や売買金額によるスクリーニングを実施します。

Step 2 < 国別配分・実質株式組入比率の決定 >

アジア各国のファンダメンタルズ、バリュエーション等を分析し決定します。

< セクター配分の決定 >

各セクターのファンダメンタルズ、バリュエーション等を分析し決定します。

< 個別銘柄選択 >

定量分析（利益率、成長率、バリュエーション指標など）に投資アイデアなどを加味し、魅力度が高い銘柄を抽出した後に定性分析（業界構造、競争力など）により、フォーカス・リストを作成します。

Step 3 ポートフォリオの構築

- ・フォーカス・リストをもとに、Step2で決定した国別配分、実質株式組入比率、セクター配分、およびリスク水準などを勘案し、ポートフォリオを構築します。
- ・為替相場の見通しに基づき為替ヘッジを適宜行う場合があります。

UOBアセットマネジメント社から提供される個別銘柄情報等の調査関連情報を活用します。

上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

(2) 投資対象

< 訂正前 >

投資の対象とする資産の種類

（略）

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（中略）

金融商品の指図範囲

（略）

<訂正後>

投資の対象とする資産の種類

（略）

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

（中略）

金融商品の指図範囲

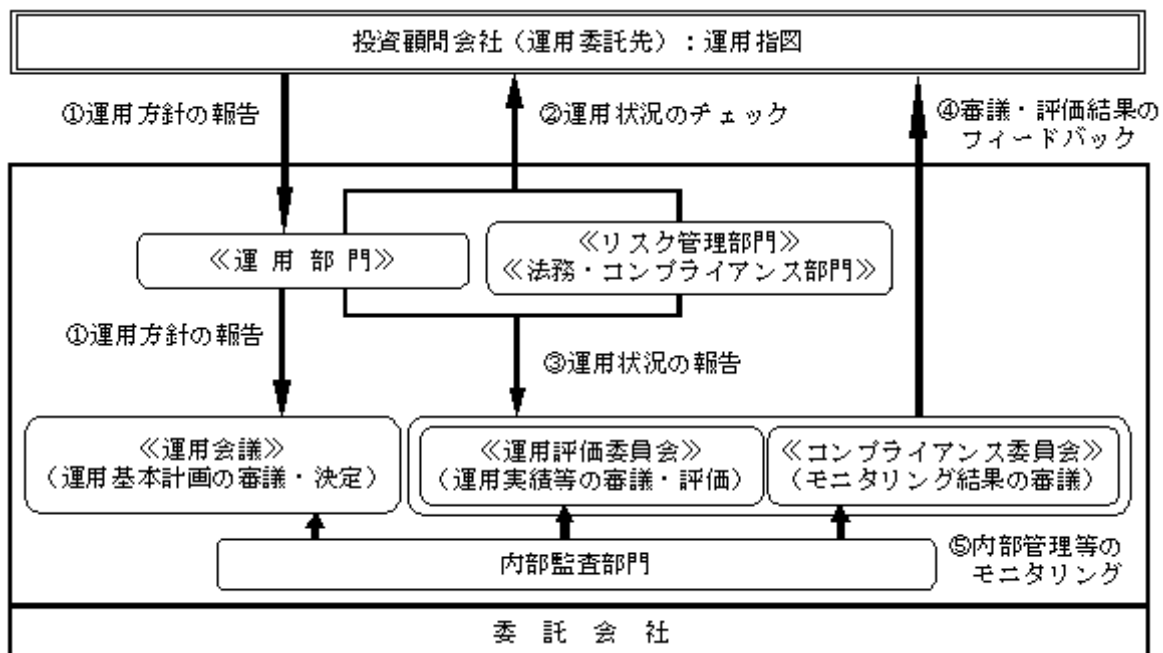
（略）

(3) 運用体制

<訂正前>

意思決定プロセス

委託会社は、当ファンドの信託財産の運用に関し、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限をフルトン（投資顧問会社）に委託します。なお、当ファンドにおける円の余資運用については、委託会社がかかる信託財産の運用管理を行います。

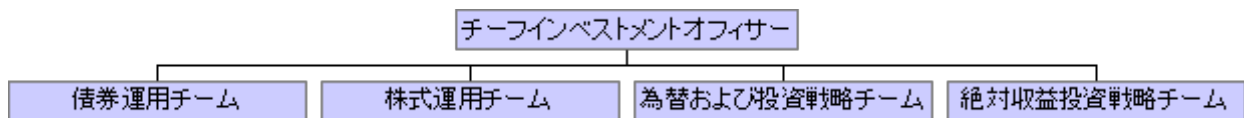


- フルトン（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、当ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
- 委託会社の運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
- 運用部門、リスク管理部門および法務・コンプライアンス部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」および「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
- 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
- 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成22年3月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

「フルトンの運用体制」

委託会社から運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けたフルトンは、以下の体制により、株式および株価指数先物取引等への投資の意思決定を行います。

フルトンでは、アセットアロケーション委員会などにより投資戦略を策定した後、債券運用チーム、株式運用チーム、為替および投資戦略チーム、絶対収益投資戦略チームにおいて、各種運用計画が策定されます。最終的にはチーフインベストメントオフィサーの承認をもって意思決定がなされます。



フルトンの内部管理およびファンドに係る意思決定については、親会社タマセック・ホールディングスの内部監査部門（平成21年12月末現在6名）が業務執行の適正性、妥当性、効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

<訂正後>

意思決定プロセス

- 1．運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
- 2．運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
- 3．運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
- 4．各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
- 5．以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成22年9月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、経営陣・運用担当者との面談を含めた、助言継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(2) リスク管理体制

運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたフルトンおよび委託会社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

フルトンでは、リスク管理/コンプライアンス部門が、リスク管理に携わっています。

リスク管理/コンプライアンス部門は、日々ベースで、当ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスク、パフォーマンス分析ならびに運用目標からの乖離状況など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

みずほ投信投資顧問においては、フルトンからのコンプライアンス・レポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理し、かつリスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、パフォーマンスの分析・評価を実施します。

また、法務・コンプライアンス部門が、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、必要に応じてフルトンへの注意・勧告などを行います。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

< 訂正後 >

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(1) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成22年4月30日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

(略)

< 訂正後 >

(1) 申込手数料

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年1月14日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

(略)

< 訂正前 >

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8375%(税抜1.75%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
1.0815%（税抜 1.03%）	0.6615%（税抜 0.63%）	0.0945%（税抜 0.09%）

フルトンが受取る外部委託契約にかかる報酬の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.63%の率を乗じて計算される金額とし、当ファンドの信託報酬を支弁する際に委託会社が受ける報酬から支払われます。

（略）

<訂正後>

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.8375%（税抜 1.75%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
1.0815%（税抜 1.03%）	0.6615%（税抜 0.63%）	0.0945%（税抜 0.09%）

委託会社の報酬には、UOBアセットマネジメント社への投資顧問報酬が含まれています。

（略）

5 運用状況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

[次へ](#)

< 訂正前 >

(2) 投資資産(平成22年3月5日現在)

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	通貨	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 ()	帳簿価額 金 額 ()	評価額 単 価 ()	評価額 金 額 ()	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	KB FINANCIAL GROUP INC	株式	韓国	銀行	ウォン	11,730	50,400.00	591,192,000.00	50,500.00	592,365,000.00	46,441,416	5.32
2	IND & COMM BK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港ドル	474,000	5.69	2,697,060.00	5.76	2,730,240.00	31,425,062	3.59
3	DAEWOO ENGINEERING&CONSTR	株式	韓国	資本財	ウォン	33,000	11,150.00	367,950,000.00	11,950.00	394,350,000.00	30,917,040	3.54
4	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	株式	韓国	資本財	ウォン	10,000	36,050.00	360,500,000.00	33,150.00	331,500,000.00	25,989,600	2.97
5	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	株式	中国	保険	香港ドル	54,000	34.10	1,841,400.00	34.55	1,865,700.00	21,474,207	2.45
6	ICICI BANK LTD	株式	インド	銀行	ルピー	11,729	828.80	9,720,995.20	898.40	10,537,333.60	20,863,920	2.39
7	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	株式	インド	ソフトウェア・サービス	ルピー	3,928	2,429.05	9,541,308.40	2,623.80	10,306,286.40	20,406,447	2.33
8	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	電気通信サービス	香港ドル	20,500	74.60	1,529,300.00	72.85	1,493,425.00	17,189,321	1.96
9	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	株式	中国	銀行	香港ドル	243,000	5.99	1,455,570.00	5.97	1,450,710.00	16,697,672	1.91
10	PETROCHINA CO LTD-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	162,000	8.93	1,446,660.00	8.78	1,422,360.00	16,371,363	1.87
11	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	株式	インド	資本財	ルピー	3,300	2,379.25	7,851,525.00	2,446.65	8,073,945.00	15,986,411	1.83
12	CNOOC LTD	株式	香港	エネルギー	香港ドル	110,000	12.06	1,326,600.00	12.16	1,337,600.00	15,395,776	1.76
13	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	218,000	6.09	1,327,620.00	6.10	1,329,800.00	15,305,998	1.75
14	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	新台幣ドル	39,312	136.50	5,366,088.00	133.50	5,248,152.00	14,694,825	1.68
15	HDFC BANK LIMITED	株式	インド	銀行	ルピー	3,848	1,616.75	6,221,254.00	1,781.15	6,853,865.20	13,570,653	1.55
16	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	株式	インド	エネルギー	ルピー	6,357	1,019.15	6,478,736.55	1,014.00	6,445,998.00	12,763,076	1.46
17	UNITED OVERSEAS BANK LTD	株式	シンガポール	銀行	シンガポールドル	11,000	18.40	202,400.00	18.06	198,660.00	12,668,548	1.45
18	CLP HOLDINGS LIMITED	株式	香港	公益事業	香港ドル	20,000	52.60	1,052,000.00	53.60	1,072,000.00	12,338,720	1.41
19	GENTING BERHAD	株式	マレーシア	消費者サービス	マレーシアリンギット	66,100	6.95	459,395.00	6.25	413,125.00	10,972,600	1.25
20	MALAYAN BANKING BHD	株式	マレーシア	銀行	マレーシアリンギット	58,500	6.84	400,617.65	7.01	410,085.00	10,891,857	1.24
21	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	27,000	33.00	891,000.00	34.30	926,100.00	10,659,411	1.22
22	KUALA LUMPUR KEPONG BHD	株式	マレーシア	食品・飲料・タバコ	マレーシアリンギット	23,100	16.62	383,922.00	16.88	389,928.00	10,356,487	1.18
23	ZIJIN MINING GROUP CO LTD-H	株式	中国	素材	香港ドル	132,000	6.66	879,120.00	6.80	897,600.00	10,331,376	1.18
24	SUN HUNG KAI PROPERTIES	株式	香港	不動産	香港ドル	8,000	101.80	814,400.00	109.30	874,400.00	10,064,344	1.15
25	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	株式	韓国	資本財	ウォン	2,000	62,300.00	124,600,000.00	60,700.00	121,400,000.00	9,517,760	1.09

26	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	株式	シンガポ ール	銀行	シンガポ ールド ル	16.667	8.25	137,502.75	8.49	141,502.83	9,023,635	1.03
27	TENAGA NASIONAL BHD	株式	マレーシ ア	公益事業	マレーシ アリン ギット	42,200	8.00	337,600.00	7.92	334,224.00	8,876,989	1.01
28	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	株式	香港	不動産	香港ドル	47,040	14.52	683,020.80	16.30	766,752.00	8,825,315	1.01
29	PTT PCL/FOREIGN	株式	タイ	エネルギー	タイパー ツ	12,000	222.00	2,664,000.00	236.00	2,832,000.00	7,731,360	0.88
30	CHEUNG KONG HOLDINGS LTD	株式	香港	不動産	香港ドル	7,000	92.95	650,650.00	95.75	670,250.00	7,714,577	0.88

(注) 各通貨表示

[次へ](#)

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率 (%)
外国	株式	エネルギー	10.10
		素材	5.08
		資本財	13.86
		運輸	1.82
		自動車・自動車部品	0.80
		耐久消費財・アパレル	0.67
		消費者サービス	1.25
		メディア	0.27
		小売	0.88
		食品・生活必需品小売り	0.85
		食品・飲料・タバコ	2.04
		銀行	22.34
		各種金融	1.12
		保険	3.66
		不動産	4.30
		ソフトウェア・サービス	2.33
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.68
		電気通信サービス	4.34
		公益事業	2.90
	半導体・半導体製造装置	0.99	
新株予約権証券	-	0.12	
合計			84.50

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	シンガポール取引所	MSCI TW 1003	買建	9	21,848,561	21,757,863	2.49
	シンガポール取引所	SG NIFT 1003	売建	64	55,588,062	58,086,723	6.65
	シンガポール取引所	MSCI SG 1003	売建	2	8,450,315	8,438,046	0.96
	タイ先物取引所	SET50 1003	売建	14	18,674,292	19,560,996	2.24
	香港先物取引所	H-SHARE 1003	売建	4	26,853,658	27,177,412	3.11
	韓国証券取引所	KOSPI2 1003	売建	1	8,381,578	8,281,000	0.94
	クアラルンプール金融先物オプション取引所	KL COMP 1003	売建	25	41,785,520	42,662,000	4.88

(注) 時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

[次へ](#)

< 訂正後 >

(2) 投資資産(平成22年9月10日現在)

投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	通貨	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 ()	帳簿価額 金額 ()	評価額 単価 ()	評価額 金額 ()	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	KB FINANCIAL GROUP INC	株式	韓国	銀行	韓国ウォン	11,730	50,400.00	591,192,000.00	48,500.00	568,905,000.00	41,074,941	4.99
2	IND & COMM BK OF CHINA-H	株式	中国	銀行	香港ドル	424,000	5.69	2,412,560.00	5.81	2,463,440.00	26,679,055	3.24
3	DAEWOO ENGINEERING&CONSTR	株式	韓国	資本財	韓国ウォン	33,000	11,150.00	367,950,000.00	10,050.00	331,650,000.00	23,945,130	2.90
4	HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	株式	韓国	資本財	韓国ウォン	10,000	36,050.00	360,500,000.00	31,100.00	311,000,000.00	22,454,200	2.72
5	ICICI BANK LTD	株式	インド	銀行	インドルピー	11,372	984.66	11,197,562.88	1,050.20	11,942,874.40	21,974,888	2.66
6	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD	株式	インド	ソフトウェア・サービス	インドルピー	3,883	2,460.30	9,553,375.60	2,895.00	11,241,285.00	20,683,964	2.51
7	GAMUDA BHD	株式	マレーシア	資本財	マレーシアリング ット	210,300	3.37	708,711.00	3.56	748,668.00	20,273,929	2.46
8	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	電気通信サービス	香港ドル	22,500	74.75	1,681,952.47	77.45	1,742,625.00	18,872,628	2.29
9	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	株式	中国	銀行	香港ドル	243,000	5.99	1,455,570.00	6.60	1,603,800.00	17,369,154	2.11
10	CNOOC LTD	株式	香港	エネルギー	香港ドル	110,000	12.06	1,326,600.00	13.72	1,509,200.00	16,344,636	1.98
11	SINGAPORE AIRLINES LTD	株式	シンガポール	運輸	シンガポールドル	16,000	15.35	245,745.63	16.00	256,000.00	16,046,080	1.94
12	CLP HOLDINGS LIMITED	株式	香港	公益事業	香港ドル	22,000	52.82	1,162,137.82	59.40	1,306,800.00	14,152,644	1.71
13	LARSEN & TOUBRO LIMITED	株式	インド	資本財	インドルピー	4,048	1,710.43	6,923,820.64	1,881.50	7,616,312.00	14,014,014	1.70
14	GENTING SINGAPORE PLC	株式	マン島	消費者サービス	シンガポールドル	120,000	1.79	215,881.01	1.83	219,600.00	13,764,528	1.67
15	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	株式	中国	保険	香港ドル	40,000	34.10	1,364,000.00	30.00	1,200,000.00	12,996,000	1.57
16	GENTING BERHAD	株式	マレーシア	消費者サービス	マレーシアリング ット	46,400	7.17	332,688.00	9.41	436,624.00	11,823,777	1.43
17	UNITED OVERSEAS BANK LTD	株式	シンガポール	銀行	シンガポールドル	10,000	18.37	183,700.00	18.76	187,600.00	11,758,768	1.42
18	HDFC BANK LIMITED	株式	インド	銀行	インドルピー	2,759	1,697.38	4,683,071.42	2,244.85	6,193,541.15	11,396,115	1.38
19	KEPPEL LAND LTD	株式	シンガポール	不動産	シンガポールドル	45,000	3.99	179,670.13	4.00	180,000.00	11,282,400	1.37
20	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	株式	インド	エネルギー	インドルピー	6,022	1,030.39	6,205,030.66	958.55	5,772,388.10	10,621,194	1.29
21	PETROCHINA CO LTD-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	112,000	8.93	1,000,160.00	8.52	954,240.00	10,334,419	1.25
22	ASTRA INTERNATIONAL TBK PT	株式	インドネシア	自動車・自動車部品	インドネシアルピア	20,000	35,350.00	707,000,000.00	53,500.00	1,070,000,000.00	10,165,000	1.23
23	HYUNDAI ENGINEERING & CONST	株式	韓国	資本財	韓国ウォン	2,000	62,300.00	124,600,000.00	66,600.00	133,200,000.00	9,617,040	1.16
24	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	株式	中国	エネルギー	香港ドル	138,000	6.09	840,420.00	6.34	874,920.00	9,475,383	1.15
25	WCT BHD	株式	マレーシア	資本財	マレーシアリング ット	119,642	2.75	329,805.30	2.91	348,158.22	9,428,124	1.14
26	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	テクノロジー・ハードウェアお よび機器	新台湾ドル	30,229	121.28	3,666,403.64	107.00	3,234,503.00	8,539,087	1.03
27	KASIKORNBANK PCL-FOREIGN	株式	タイ	銀行	タイバーツ	26,000	87.20	2,267,288.15	116.00	3,016,000.00	8,233,680	1.00

28	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン島	ソフトウェア・サービス	香港ドル	5,000	156.71	783,592.92	150.50	752,500.00	8,149,575	0.99
29	YUANTA FINANCIAL HOLDING CO	株式	台湾	各種金融	新台湾ドル	160,000	18.89	3,023,236.00	18.35	2,936,000.00	7,751,040	0.94
30	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	株式	中国	保険	香港ドル	10,000	69.49	694,966.27	70.20	702,000.00	7,602,660	0.92

(注) 各通貨表示

[次へ](#)

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	エネルギー	7.87
		素材	2.83
		資本財	12.67
		運輸	3.07
		自動車・自動車部品	1.23
		消費者サービス	3.10
		メディア	0.83
		小売	0.77
		食品・生活必需品小売り	0.58
		食品・飲料・タバコ	1.12
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.83
		銀行	21.56
		各種金融	1.63
		保険	2.97
		不動産	4.32
		ソフトウェア・サービス	3.50
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.49
		電気通信サービス	3.93
		公益事業	2.30
	半導体・半導体製造装置	0.59	
	新株予約権証券	-	0.00
	投資証券	-	1.68
合計			82.98

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	シンガポール取引所	MSCI TW 1009	買建	9	20,528,998	20,981,180	2.54
	シンガポール取引所	SG NIFT 1009	売建	64	59,418,663	60,638,211	7.36
	シンガポール取引所	MSCI SG 1009	売建	7	30,870,739	31,397,665	3.81
	タイ先物取引所	SET50 1009	売建	14	20,810,025	24,242,946	2.94
	香港先物取引所	H-SHARE 1009	売建	5	30,963,944	32,173,222	3.90
	韓国証券取引所	KOSPI2 1012	売建	1	8,447,853	8,432,960	1.02
	クアラルンプール金融先物オプション取引所	KL COMP 1009	売建	15	28,334,481	29,205,780	3.54

(注) 時価の算定方法

計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場により評価しております。

第三部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

平成19年3月7日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

< 訂正後 >

平成19年3月7日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成23年1月14日 フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドとの外部委託契約の解約に伴い、運用の基本方針等を変更

第3 【管理及び運営】

1 資産管理等の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(5) その他

～ (略)

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と投資顧問会社であるフルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドとの間の外部委託契約の契約期間は、当ファンドの信託契約と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。
2. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
3. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

～ (略)

< 訂正後 >

(5) その他

～ (略)

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社とUOBアセットマネジメント社との間の投資顧問契約の契約期間は、当ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、当該契約は契約期間中であっても解約される場合があります。委託会社は、

投資顧問会社に対する90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は日本法を準拠法とします。

～ （略）

第4 【ファンドの経理状況】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

2 ファンドの現況

純資産額計算書（平成22年3月5日現在）

資産総額（円）	887,140,559
負債総額（円）	14,188,586
純資産総額（ - ）（円）	872,951,973
発行済口数（口）	131,000
1口当たり純資産額（ / ）（円）	6,664

< 訂正後 >

2 ファンドの現況

純資産額計算書（平成22年9月10日現在）

資産総額（円）	887,854,518
負債総額（円）	64,748,582
純資産総額（ - ）（円）	823,105,936
発行済口数（口）	128,000
1口当たり純資産額（ / ）（円）	6,431

第四部【特別情報】

第2【その他の関係法人の概況】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部___は訂正部分を示します。

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

名称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド	100万シンガポールドル	有価証券等にかかる投資顧問業および投資一任業務を含む資産運用業務を行っています。
(3) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	伊藤忠キャピタル証券株式会社	1,000百万円	

(注)資本金の額...平成21年9月末日現在
平成21年12月末日現在

< 訂正後 >

名称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 投資顧問会社	UOBアセットマネジメント・リミテッド	300万シンガポールドル	シンガポールにおいて投資顧問業および投資信託業務を行っています。
(3) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	伊藤忠キャピタル証券株式会社	1,000百万円	

(注)資本金の額...平成21年9月末日現在
平成21年6月末日現在

2 関係業務の概要

< 訂正前 >

(1) 受託会社

(略)

(2) 投資顧問会社

フルトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、委託会社から運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

(3) 販売会社

(略)

< 訂正後 >

(1) 受託会社

(略)

(2) 投資顧問会社

委託会社に対し、運用に関する投資助言の提供を行います。

(3) 販売会社

（略）